

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前				改 正 後			
(前 略)				附 則 この規程は、平成27年10月1日から施行する。			
別表1 (第4条関係)				別表1 (第4条関係)			
部		課・室		部		課・室	
総務部		総務課 法務・コンプライアンス課 事務改革推進室 人事課 総長室 渉外課		総務部		総務課 法務・コンプライアンス課 事務改革推進室 人事課 渉外課	
(略)				(同 左)			
別表2 (略)				別表2 (同 左)			
別表3 (第8条関係)				別表3 (第8条関係)			
1 事務組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者	1 事務組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者
(略)				(同 左)			
企画・情報部	大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画課長を助け、及び管理すること。	企画課 I R 推進室長	企画・情報部 企画課長	企画・情報部	大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画課長を助け、及び管理すること。	企画課 I R 推進室長	企画・情報部 企画課長
教育推進・学生支援部				教育推進・学生支援部	学生の厚生補導に係る事務に関し、教育推進・学生支援部長を助け、及び管理すること。	厚生補導担当課長	教育推進・学生支援部長
本部構内 (文系) 共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	図書担当課長	本部構内 (文系) 共通事務部長				
(略)				(同 左)			
北部構内 事務部				北部構内 事務部	当該事務部が処理する別表2第3欄に掲げるセンターに係る事務のうち特定の事項の事務に関し、当該事務部長を助け、及び管理すること。	センター 担当課長	北部構内 事務部長
(略)				(同 左)			
別表4 (略)				別表4 (同 左)			